

フィリピン税務最新情報～4月号

税制改革法の下でのVAT歳入規則の公表とVAT還付プロセスの変更



- 1) 税制改革法(TRAIN)の下でのVAT歳入規則の公表とPEZA登録企業への物品・サービス販売におけるVATゼロレートの取扱い
(Revenue Regulations No. 13-2018, PEZA Memorandum Circular No. 2018-003)

フィリピンでは、昨年末に成立した税制改革法(TRAIN-共和国法第10963号)が2018年1月1日より施行されており、TRAINに関連する歳入規則や税務通達が続々と公表されています。今月は、公表が待たれていたVATに関する歳入規則(Revenue Regulations No.13-2018)とVAT還付プロセスに係る改正通達(Revenue Memorandum Circular No.17-2018)の主な内容について解説します。なお、VATについては、TRAINの施行に伴い、フィリピン経済区庁(PEZA)に登録されている企業へ販売する際のVATゼロレートの取り扱いが不明確となっていましたが、これに関するPEZAからの関連通達(MC No.2018-003)も出ていますので併せて内容をお伝えします。

フィリピンにおけるVATと税制改革によるVAT課税ベースの拡大

フィリピンにおけるVATの税率は現在12%ですが、これは他のASEAN諸国のVAT税率や日本の消費税率(8%)と比べても相対的に高く、また、VATゼロレートや非課税となる免除規定が非常に多く設けられているのもVAT制度の特徴です。そのため、フィリピンの税務当局である内国歳入庁(BIR)の税収全体に占めるVATの割合も約2割と、所得税関連税収が6割近いのに比べて決して多くありません。今年の1月から施行されているTRAINでは、個人所得税率を全体として大幅に下げる一方、減税分を補う主要項目の一つとしてVAT課税ベースの拡大が盛り込まれており、PEZAなどの経済区企業に従来から与えられているVATインセンティブの取扱いにも注目が集まっていました。

TRAINの下でのVAT歳入規則(RR No.13-2018)の公表

TRAINの下でのVAT歳入規則(RR No. 13-2018)が2018年3月15日によく公表されました。前述のとおり、旧税法ルールの下では数多くのVAT課税の例外が設けられており、通常の輸出取引以外にも「年間総売上高の70%以上を輸出している企業に対する物品の製造、包装のために使用するものの販売」、「オムニバス投資法またはその他の特別法により輸出とみなされる他の売上」なども輸出取引の一部とされ、VATゼロレートが適用されてきました。特に、フィリピン国内企業からPEZAなどの経済区企業へ原材料などを供給するいわゆる「間接輸出取引」がVATゼロレ

一の対象とされることで PEZA に登録する輸出型製造企業は VAT12%を支払うことなく国内仕入先(ローカルサプライヤー)から物品を購入することができ、日系企業を含め多くの PEZA 企業がその恩典を享受しています。ただし、今回公表された VAT 歳入規則においては、以下の 2 条件が満たされた段階で、これら特定の取引が輸出売上とみなされなくなる(つまり VAT ゼロレートでなくなる)ことが明記されています。

1. VAT 還付申請から 90 日以内に還付を行える改良 VAT 還付システムの確立と実施。
2018 年 1 月 1 日以降に行われた還付申請は申請日から 90 日以内に処理され、決定されること
2. 2017 年 12 月 31 日現在でペンディングとなっている VAT 還付申請について、2019 年 12 月 31 日までに現金で完全に還付されること

PEZA 登録企業への物品・サービス販売における VAT ゼロレートの取り扱い

VAT 歳入規則の公表に先立つ 2018 年 3 月 12 日、PEZA からも通達(MC No. 2018-003)が出され、ローカルサプライヤーから PEZA 登録企業への物品・サービス販売に関わる VAT の取り扱いについて、当面は VAT ゼロレートが継続することが明確になりました。ドゥテルテ大統領が「VAT ゼロレートは直接輸出者に限定して適用する原則に反している」として、TRAIN 最終法案の条項に拒否権を行使したこと、その取り扱いが不明確な状態が続いていましたが、PEZA が財務省(DOF)に確認を行った結果、当面の VAT ゼロレート継続についての確認がされたものです。

一方で、PEZA 通達には「上記 DOF の見解と異なる法律や歳入規則が有効とならない限りは VAT ゼロレートが継続して適用される」とも記されています。従って、間接輸出の VAT ゼロレートは当面は維持されるものの、前述の VAT 歳入規則にも規定されている「①改良 VAT 還付システムの構築 ②2017 年末時点で還付申請中の VAT について 2019 年末までに現金で完全に還付する」これらの 2 要件を満たした段階で、間接輸出の VAT ゼロレートを廃止するというフィリピン政府の方向性は変わらないとも捉えられます。

その他、RR No.13-2018 には、VAT 還付を促進するための施策として、財務省が VAT 還付センターを内国歳入庁(BIR)と関税局(BOC)内に設置し、VAT 税収の 5%相当を自動的に VAT 還付予算として確保する旨が記されていますが、その詳細は説明されていないため、別途通達が出されるものと考えられます。なお、RR No.13-2018 は TRAIN の施行日である 2018 年 1 月 1 日より有効とされています。

2) VAT 還付プロセスに係る改正通達 (BIR Revenue Memorandum Circular No. 17-2018)

2018年3月8日にBIRからVAT還付に関する通達(RMC No. 17-2018)が公表され、VATの還付請求プロセスがそれ以前のルール(RMC No. 89-2017 および RMC No. 54-2014)から変更されています。BIRは納税者のVAT還付申請から還付までの期間を、従来ルールの120日から90日に短縮することに加えて、仮にBIRが納税者の還付請求を認めない場合には、否認理由を記載して同じく90日以内に文書で通知するという新たなルールを設けています。

直接輸出者(Direct Exporters)がVAT還付申請を行う場合

直接輸出者のVAT還付申請先は、BIR本庁の付加価値税調査課(VCAD - VAT Credit Audit Division)となります。直接輸出者が大規模納税者(Large Taxpayers)に該当する場合、従来は、還付申請先として大規模納税者課(LT Division)、VCADのいずれかを選択することが出来ましたが、今回は、VCADとして一本化されました。

なお、VCADに申請された還付請求は、その後同じくBIR本庁にある調査審査課(TARD - Tax Audit Review Division)に回されてレビューを受け、TARDによるレビュー後、BIRの最終承認者が承認を行います。なお、BIRにおける最終承認者は還付請求金額に応じて以下のとおり規定されています。

還付請求金額	最終承認者
5000万ペソ以下	Assistant Commissioner - Assessment Service (調査サービス部長)
5000万ペソ超 1億5000万ペソ以下	Deputy Commissioner - Operation Group (BIR副長官-オペレーショングループ)
1億5000万ペソ超	Commissioner of Internal Revenue (BIR長官)

【VCADに還付申請をする場合のタイムフレーム】

VCAD Cases	還付申請受付からの日数		
	還付請求金額 5000万ペソ以下	5000万ペソ超 1億5000万ペソ 以下	1億5000万ペソ 超
BIR担当官による確認作業	65	60	55
TARDによるレビュー	20	20	20
最終承認プロセス			
Assistant Commissioner (AS)	5	5	5

Deputy Commissioner(OG)		5	5
Commissioner of Internal Revenue			5
合計日数	90	90	90

間接輸出者やその他の納税者が VAT 還付申請を行う場合

間接輸出者やその他の納税者が VAT 還付を申請する場合、申請先は所轄の税務署 (RDO) となります。ただし、申請者が大規模納税者の場合は、大規模納税者調査課が申請先になります。申請された還付請求は、担当部署で評価された後、RDO の場合は Regional Director、大規模納税者の場合は、Assistant Commissioner(大規模納税者サービスの AC) が最終承認を行います。

RMC No.54-2014 の有効日 (2014 年 6 月 17 日) より前に行われた還付申請の取扱い

今回の RMC No.17-2018 が適用される以前のフィリピンの VAT 還付プロセスは、RMC No.54-2014 や RMC No.89-2017 などの BIR 通達で主に規定されていました。このうち、2014 年の RMC No.54-2014 により、いわゆる「みなし否認の遡及適用」を受けた過年度の VAT 還付申請については、2017 年 1 月の歳入規則 (RR No.1-2017) により救済措置がとられていました。一方で、BIR 内で審査が未だペンディングとなっているものもあるため、これら過去分の還付申請 (RMC No.54-2014 の適用以前) について、BIR 担当者は 2018 年 6 月 30 日までに対応すべきことが RMC No.17-2018 には規定されています。

RMC No.54-2014 の有効日以降、TRAIN の有効日より前に行われた還付申請の取扱い

RMC No.54-2014 の有効日以降で TRAIN の有効日 (2018 年 1 月 1 日) より前に行われた VAT 還付申請については、RMC No.54-2014 に従い、新ルールの 90 日ではなく 120 日以内に対応がとられると規定されています。

TRAIN に示されている改良 VAT 還付システムの構築に向け、RMC No.17-2018 には還付申請から 90 日以内に還付/否認が行われるまでの具体的なタイムフレームが示されています。一方で、フィリピンの場合、これまでも VAT 還付ルールはあるものの、ルール通りに運用されず、実際に還付を受けるのが困難な状況が続いているため、上記の改正 VAT 還付プロセスが今後有効に運用されることが何より重要と考えられます。なお、TRAIN で示されている VAT 還付センターや VAT 還付予算の自動割当の詳細については、RMC No.17-2018 でも触れられていません。RMC No.17-2018 は公表後、直ちに有効となっています。

本号の内容は 2018 年 4 月 10 日時点で公表されている情報に基づいています。

本資料に関するお問い合わせ先(PwC フィリピン日系企業部)

東城 健太郎(ディレクター)

+63 (2) 459 2065(直通)

kentaro.tojo@ph.pwc.com

林田 俊哉(マネージャー)

+63 (2) 459 3186(直通)

Toshiya.hayashida@ph.pwc.com

www.pwc.com/ph

© 2018 Isla Lipana & Co. All rights reserved. At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.